



平成 28 年 9 月 1 日

公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」周知啓発事業受託事業者
非営利一般社団法人 安全衛生優良企業マーク推進機構
理事長 木村誠

「安全衛生優良企業公表制度」周知啓発事業につきまして

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、弊機構は厚生労働省から表記の事業を受託し、下記のとおり 10 月にセミナーを開催することとしました。

つきましては、セミナー案内を同封いたしますので、当事業の趣旨をご理解の上、関係各所へのご案内および参加勧奨にご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

「安全衛生優良企業公表制度」周知啓発セミナー

1. 大阪会場

- (1) 開催日時：平成 28 年 10 月 19 日（水） 13:00-17:30
- (2) 開催場所：大阪府大阪府中央区本町橋 2 番 8 号 大阪商工会議所

2. 東京会場

- (1) 開催日時：平成 28 年 10 月 26 日（水） 13:00-17:30
- (2) 開催場所：東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館

Web サイト：<http://shem.or.jp/seminars>

上記から、セミナーへのお申し込み及びチラシのダウンロードが可能となっています。

以上

本セミナーに関するお問い合わせ先

安全衛生優良企業公表制度セミナー事務局

厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」周知啓発事業受託事業者

非営利一般社団法人 安全衛生優良企業マーク推進機構

TEL:03-6892-2012 FAX:03-3503-6779 Email:info@shem.or.jp

2大都市で大規模開催!!

厚生労働省委託事業「安全衛生優良企業公表制度」周知啓発事業セミナー

はたらく人に、安全と健康と はたらきやすい環境を!!

無料先着順

〈セミナー概要〉

2015年6月に始まった厚生労働省の「安全衛生優良企業公表制度」は、順調に認定企業が増えています。労働安全衛生法の目的である安全と健康を目的とする安全衛生活動の実施により、社員を大切にすることの証としてもイメージできることから求職者へのアピールにも大きな効果を発揮することが期待されています。

今回、これから認定を目指す企業向けと、そのような企業にアドバイスし認定のサポートをする安全衛生優良企業アドバイザーを対象にしたセミナーを実施いたします。



働く人の安全と健康こそ企業の業績

安全衛生優良企業アドバイザーとは・・・当セミナーでは、安全衛生優良企業認定を目指す企業をサポートする専門家のことを総称して「安全衛生優良企業アドバイザー」と呼んでいます。

日程

大阪会場 10/19(水) 200名

東京会場 10/26(水) 200名

〈セミナープログラム〉

大阪会場、東京会場、両会場同じ内容となっています。企業向け、安全衛生優良企業アドバイザー向けの両方への参加も可能です。

企業向けセミナー (120分)

対象：経営者、役員、人事労務、安全衛生、CSR担当者など

安全衛生優良企業公表制度について、認定制度発足の背景と必要性、同制度の概要等についてお話しします。同制度は、労働安全衛生法に則した内容から、労働者の側に立った安全衛生体制を確立していることが証明でき、人材獲得等の際にも大きなPRになります。



(12:30～開場)

13:00～14:30 Session1 「安全衛生優良企業公表制度」の概要と認定取得について

非営利一般社団法人安全衛生優良企業マーク推進機構 理事長 木村 誠

14:30～14:55 Session2 「安全衛生優良企業公表制度」認定取得企業の体験談 【関東代表または関西代表】

-----14:55～15:30 休憩(入れ替え)-----

安全衛生優良企業アドバイザー育成セミナー (120分)

対象：社会保険労務士、労働安全衛生コンサルタント、経営コンサルタントなど

安全衛生優良企業公表制度の認定を受けたい企業に対しサポートをする立場を目指す方のための内容となります。認定のためのノウハウを「安全衛生優良企業認定取得テキスト」をもとにお話をします。

(15:00～開場)

15:30～15:55 Session1 「安全衛生優良企業公表制度」における安全衛生優良企業アドバイザーの役割について

非営利一般社団法人安全衛生優良企業マーク推進機構 理事長 木村 誠

15:55～17:30 Session2 安全衛生優良企業アドバイザーのための認定取得ノウハウ

社会保険労務士法人 酒井事務所 特定社会保険労務士 酒井 健介氏

あんぜん技術株式会社 代表取締役 労働安全衛生コンサルタント 土方 伸一氏

詳細・お申込みはこちら

URL:<http://shem.or.jp/seminars>

労働安全衛生法に則した「安全衛生優良企業」認定を取得し、魅力的な企業になろう!



〈配布物〉

- 1) 企業向けセミナーテキスト (100ページ相当)
- 2) 安全衛生優良企業アドバイザー育成セミナーテキスト (100ページ相当)
- 3) 安全衛生優良企業アドバイザー育成セミナー参加者には受講修了証

お申込みはWebまたはFAXで URL:<http://shem.or.jp/seminars>

FAX申込書 参加費: 無料(先着順)事前登録制 **FAX: 03-3503-6779**

申込みされるセミナーの日程の□にレ点をお入れください。(複数選択可)

- 10月19日(水) 大阪会場 200名 大阪商工会議所 大阪府中央区本町橋2番8号
 - ① 企業向けセミナー
 - ② 安全衛生優良企業アドバイザー育成セミナー
- 10月26日(水) 東京会場200名 全国町村議員会館 東京都千代田区1番町25番地
 - ③ 企業向けセミナー
 - ④ 安全衛生優良企業アドバイザー育成セミナー

氏名	社名
TEL	Email

大阪会場、東京会場、両会場同じ内容となっています。企業向け、安全衛生優良企業アドバイザー向けの両方への参加も可能です。

「安全衛生優良企業公表制度」(厚生労働省)は、労働者の安全や健康を守る企業の証です



安全衛生優良企業公表制度セミナー事務局

厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」周知啓発事業
 受託事業者 非営利一般社団法人安全衛生優良企業マーク推進機構
 TEL: 03-6892-2012 (9:00~18:00) FAX: 03-3503-6779 Email: info@shem.or.jp

安全衛生優良企業 は労働者の 安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。
労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して一
安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生
優良企業

安全



働き
やすい



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局 (労働基準部健康安全主務課)

認定の
基準は？

認定の基準の概要は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

必要項目を
全て満たす

第1 企業の状況として満たしていることが 必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうか
確認します

第2 企業の取組として満たしていることが 必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組が
できているか確認
します

STEP 2

主要な取組・対策ごとに6割以上、全体としては8割以上を取得する

第3 企業の積極的な取組を 評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を
評価します

安全衛生優良企業

安全衛生優良企業公表制度の背景

誰もが安心して健康に働くことができる会社であることをPRしたい。

企業

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えませんでした。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。

社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。

企業

申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

企業

自己診断で
一定基準を
満たす

<input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生マニュアル
<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則
<input checked="" type="checkbox"/> ○○○○○○○○○

本社管轄労働局への
申請書類の作成

申請

厚生労働省のHPで
自己診断

認定

労働局

(認定通知書イメージ)

書類審査、
ヒアリング調査の実施

厚生労働省のHPに
企業名公表

申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

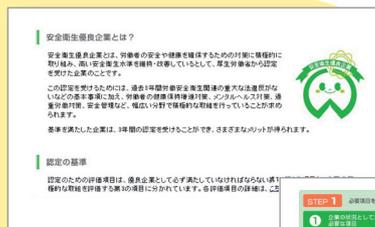


優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生まれます。



安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで(土曜日・祝日・休日・年末年始を除く)

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう!